



米加工品製造業の 皆さまへ

平成22年10月から
米トレーサビリティ制度※がスタート

米トレーサビリティ制度※の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



米加工品製造業の皆さまの取組も必要ですので、ご協力をお願いします。

伝票の受領・発行

原料となる米・米加工品を入荷する際には、伝票等(納品書など)を受領するか、取引記録を作成してください。また、米加工品を出荷する際には、必要事項を正しく記載した伝票等(納品書など)を発行してください。

3年間保存

受領・発行した伝票や、作成した記録等は3年間保存してください。

産地を伝達

米加工品を出荷する際には、原料米の産地を取引相手に伝えてください。
一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装への原料米の産地の記載等が必要です。



米加工品製造業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、
同様の取組を行わなければならないことになっています。

農林水産省

